

研究の動向

■ 葬送からみる社会や家族の変容

日本では、人が亡くなって以降のことは、家族や子孫が担うべきとされてきた。例えばお墓は、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が継承すると、民法で規定されている。慣習とは誰か、までは法律には明記されていないが、多くの人は、長男がお墓を継承すると思込んでいる。次男や三男は新しくお墓を建てなければならない、結婚した娘は一緒のお墓に入れないなどと思っている人も少なくないが、公営墓地や民間霊園では、一緒のお墓に入れる人の範囲は、「6親等内の親族、配偶者、3親等内の姻族」とされているのが一般的だ。

そもそも「〇〇家の墓」のように、子々孫々で同じ墓石の下に遺骨を安置するようになったのは、火葬が普及してからのことだ。厚生労働省「衛生行政報告」¹⁾によれば、今でこそ火葬率は99.9%を超えているが、1970年には79.2%だったので、50年前には5人に1人は土葬されていた。子々孫々で継承するお墓にはそれほど長い歴史があるわけではない。

女性の社会進出、核家族化などが進み、育児や介護は家族だけではなく、社会全体で分担しようという流れにあるが、お墓の継承に関しては、いまだに家族や子孫の役割だという意識が私たちの中で根強い。

医師が死亡宣告をした時刻から、法律上では、私たちはヒトではなく、遺体というモノになるため、人の死そのものは、わが国では福祉の対象ではない。イギリスが第二次世界大戦後に掲げた福祉のスローガンに「ゆりかごから墓場まで」という言葉があるが、日本の福祉の対象は「ゆりかごから死の瞬間まで」と、されている。福祉はヒトに対して提供されるからだ。

昨今、家族や子孫が葬送を担えない、あるいは担ってくれる親族がいないという事態が顕著になっている。そのひとつは、長寿化、つまり死亡年齢の高齢化だ。厚生

シニア生活文化研究所 小谷 みどり

労働省「人口動態統計」²⁾によれば、2016年に亡くなった人のうち、80歳以上の人の割合は男性で51.7%、女性で73.8%だった。ところが2000年で見ると、80歳以上で亡くなった人は男性では33.4%にとどまっており、男性の3人に2人は80歳までに亡くなっていた。この20年間で男女ともに長生きする人が急増している。2016年には、亡くなった女性の37.2%が90歳以上だった。

死亡年齢の高齢化は、配偶者や子どもも高齢化していることを意味する。厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」³⁾では、自宅で介護をしている人のうち、要介護者と介護者の双方が65歳以上の世帯は54.7%、75歳以上でも全体の30.2%もある。自らも高齢で家族の介護をするのは大変だが、老夫婦がともに介護が必要になっている事例はもはや当たり前になっている。また私は、70代の息子と90代の母親がどちらも認知症を患い、高齢者施設に入居しているケースを知っているが、長寿化により、親子が要介護になっていることも珍しくない。

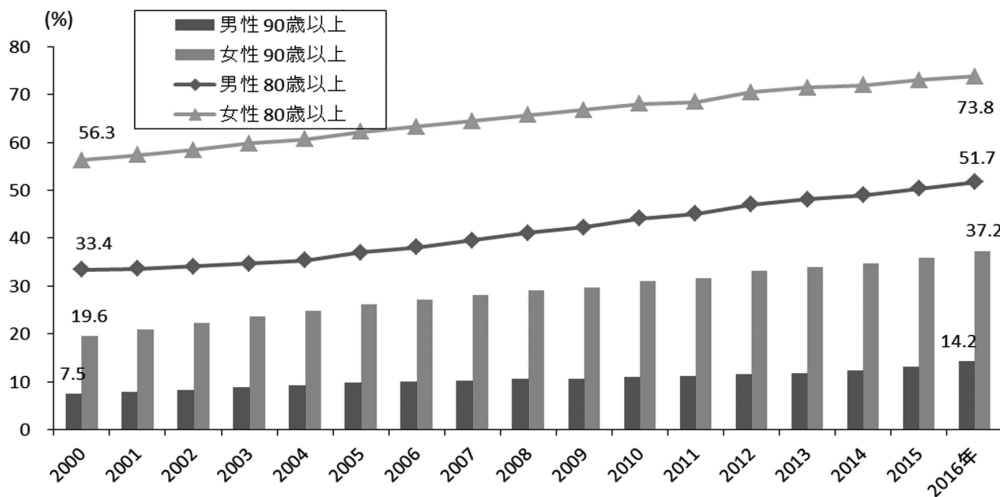
このような状況で、例えば90歳で亡くなった人の墓参りや法事を遺族は何年続けられるだろうか。仏教では一般的に33回忌か50回忌を「弔い上げ」とし、それ以降は個別には年忌法要をせず、先祖として祀ってきたが、昨今では、13回忌や17回忌で弔い上げをする家庭が増えていく。高齢で亡くなった人の親族も高齢化し、法事に集まる人がだんだん少なくなっていくためだ。言い換えると、超高齢で亡くなると、死者を記憶する存命者が少ないというえ、その人たちもすでに高齢なので、死者は早く忘れられるようになっていく。

お墓参りが相当期間なされておらず、荒れ果てた無縁墓が全国で増加しているのは、死亡年齢の高齢化だけが原因ではない。高齢者の核家族化により、家族のイメージが変化していることもある。厚生労働省「国民生活基礎調査」⁴⁾によれば、1980年には、65歳以上の人がいる世帯の50.1%は三世同居だったが、2015年には12.2%にまで減少している。その結果、昨今では「祖父母は家族ではなく、親せき」と考える若者が少なくない。孫がいなくても、年に数回しか会わない祖父母の33回忌を孫が主宰

Midori KOTANI

シニア生活文化研究所 所長

〔著者紹介〕(略歴) 2018年末まで第一生命経済研究所に25年余り勤務。博士(人間科学)。専門は生活設計論、死生学、葬送問題。近著に、「<ひとり死>時代のお葬式とお墓」(岩波新書)、「没イチ」(新潮社)など。奈良女子大学、立教セカンドステージ大学で兼任講師のほか、身延山大学、武蔵野大学の客員教授も務める。



図表1 80歳以上、90歳以上で亡くなった人の割合の年次推移

資料：厚生労働省「人口動態統計」より筆者作成

したり、墓参りを続けたりするとは限らないことは容易に想像できよう。

若者が都市へ出ていき、高齢化率が高く、過疎化も進む地域では特に、増加する無縁墓をどうするかが、今後の大きな課題だ。例えば、熊本県人吉市では2013年に市内の全995か所の墓地を調査したところ、4割以上が無縁になっており、なかには8割以上が無縁墓になっている墓地もあった。高松市でも市営墓地30か所のうち、2016年には21.3%のお墓が無縁になっている。そのうち7か所で無縁化率が3割を超えているという。

法事だけでなく、葬儀の参列者も減少している。公正取引委員会が2005年に全国の葬儀業者に調査したところ、5年前と比較して「参列者が減少した」と回答した業者は67.8%だったが、2016年の調査では86.8%に増加している⁵⁾⁶⁾。神奈川県で「ゆきげ」というブランドで葬儀を施行している生協では、1996年には施行する葬儀の参列者は平均で180人いたが、2005年には100人を切り、2013年には46人だった。わずか15年間で参列者の数が4分の1にまで激減している。火葬のみですませる「直葬」も増えている。死者を支える遺族が高齢化、少数化しており、葬送のかたちは変わらざるをえなくなっている。

また、そもそも遺族がいない死者も増えている。50歳時点で一度も結婚経験のない人の割合を示す生涯未婚率は、2015年には男性が23.4%、女性が14.1%だった⁷⁾。日本では長らく、「男性は結婚して一人前だ」とされてきた風潮があり、結婚しないという人生の選択肢はほぼなかった。現に1950年の男性の生涯未婚率は1.5%にとどまっている。特に男性の生涯未婚率は1990年以降、急増しているが、1990年に50歳だった人はまもなく80歳を迎える。これまで亡くなった男性のなかで一度も結婚したことがなかった人はほとんどいなかったが、これからは、

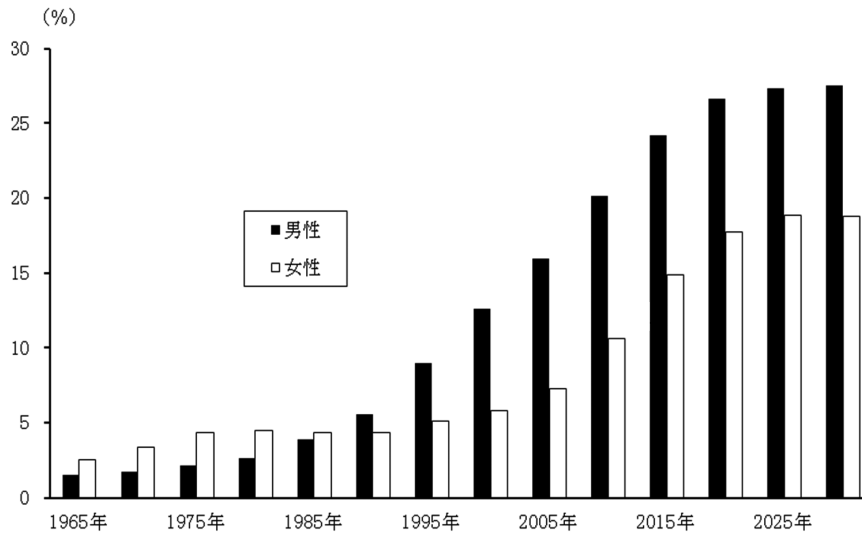
生涯未婚の男性がどんどん亡くなっていく社会がまもなく到来する。

どんな人も自立できなくなったら、誰かの手を借りなければならぬ。しかし前述したように、これまでは、人生の終末期から死後までの手続きや作業は家族や子孫が担うべきとされてきた。家族がいても高齢で頼れない人、別居する子どもに迷惑をかけたくないと考える人、あるいは頼れる家族や親族がそもそもいない人たちの急増で、自立できなくなった場合、家族以外の誰に頼ればいいのかという問題が昨今、クローズアップされている。

ところが、ひとり暮らしの高齢者のなかには、血縁の有無を問わず、頼れる人が誰もいないケースが散見されるようになってきている。国立社会保障・人口問題研究所の2017年調査⁹⁾によれば、65歳以上のひとり暮らし男性のうち、16.0%が2週間のうち1回以下しか会話をしていないことが明らかになっている。社会的に孤立している人が少なくないことは、遺骨のゆくえにも影響を与える。

そのひとつに、引き取り手のない遺骨がここ20年間、各自治体で急増していることが挙げられる。しかも氏名や住所がわからず、遺体の引き取り手もない「行旅死亡」ではなく、多くの遺骨は、身元が判明している点が、昨今の傾向だ。最近、ある自治体の無縁納骨堂に遺骨が納められた女性は、子がなく、夫が亡くなるまで夫婦二人で暮らしていた。女性は、夫の遺骨をどこかのお墓に納骨したようだが、女性が亡くなったとき、夫のお墓のありかを知る人が誰もおらず、結局、女性の遺骨は行き場がなく、無縁納骨堂に安置されることになったのだ。

お墓には、「遺骨を安置する場所」と「残された人が故人を偲ぶ場所」という2つの役割がある。遺骨をどう安置するかという観点でみれば、個人や夫婦、家族単位だけでなく、血縁以外の人たちと合葬されるなど、お墓



図表 2 生涯未婚率の年次推移

資料：国勢調査，国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」⁸⁾



写真 1 横須賀市の市営無縁納骨堂内部 (筆者撮影)

のかたちは多様化している。血縁以外と合葬といっても、市民であれば誰でもが入れる公営の共同墓，市民団体やお寺などが運営する共同墓など，さまざまだ。納骨をせずに，自宅に安置する遺族もいるし，散骨を選択する遺族もいる。

では，「残された人が故人を偲ぶ場所」としてのお墓の機能はどうか。子々孫々での継承が困難になり，無縁墓が全国で増加しているだけでなく，前述の女性のケースのように，誰からも弔われない死者が増加しているのであれば，お墓は遺骨の安置場所としての機能しかいらぬことになる。同時に，無縁墓にさせない方策を考えていく必要がある。

ドイツやフランスなどでは，お墓に安置されることはすべての死者の人権として保証されており，家族の有無に関わらず，5年，20年，30年，永年など安置期間を選べる。子々孫々で継承するという発想はないので，遺族がいるかどうかは関係なく，どんな人も希望すれば墓地に納骨され，無縁墓にならない権利がある。その期間が経過すれば墓地は更地にされ，次の人に貸し付けられる。スウェーデンでは，すべての人は住んでいる自治体に毎月の葬式税を払う義務がある代わりに，火葬や遺体安置にかかる費用のほか，25年間は無償で公営墓地を使用することができる。ここ数年，欧米では環境に優しい埋葬のあり方が議論されており，遺体のコンポスト化など遺

体や遺骨を残さない方法が研究されている。

一方、日本では遺骨は承継者の所有物と考えられており、お墓をどうするかは遺族に任せられている。子どもがいない、継承する人やお参りする人がいないとなると、放置され、荒れ果ててしまったり、無縁墓として撤去されたりする。

昨今の日本では、任せる遺族がいない人、あるいは「子どもに迷惑をかけたくない」という人たちを中心に、お墓をどうするかなど死後のことをあらかじめ自分で考えておく人が増えている。

しかし介護や看護が必要になって自分の意思を伝えられない状態になる場合だけではなく、自分が死んだ後は、自分でお葬式を出したり、お墓に入ったりすることはできない。生前にお墓や納骨堂を購入していても、あるいは先祖のお墓があったとしても、その情報を周りの人が知らなければ、せっかくの準備が無駄になってしまう。ここ数年、終活セミナーがあちこちで開催され、関連本やエンディングノートもたくさん発売されているが、お葬式やお墓をどうするかを考えるだけでなく、自分の意思を託す人を元気なうちに考えておくことが大切だ。

ここ数年、家族の有無や財産の多寡に関わらず、自分の生前準備の情報を市役所に登録してもらおうという取り組みが始まっている。2018年5月から、神奈川県横須賀市では、市民が事前に登録しておけば、緊急連絡先や死亡の事実を知らせてほしい人、契約している葬儀社、遺言書の保管先、墓の所在地などの情報を、登録されている人からの照会に対して開示する取り組みをはじめた。同じく神奈川県大和市でも、似たような制度があるが、当初は、登録できる市民に所得制限をもうけていた。しかし、生活に困窮しているわけではない市民や家族がいる市民からも問い合わせが相次いだため、2018年6月からこの制限を撤廃し、すべての市民が利用できるようになった。

こうした制度が今後、全国の自治体に広がっていくことが望ましいが、制度を活用するには、そもそも自分で亡くなった後はどうしたいかをあらかじめ考え、準備しておく必要がある。自治体に情報を登録しても、市役所の職員が墓地に納骨してくれるわけではなく、どんな生前準備をしていたかという情報を開示するだけだ。

亡くなった後の役所の手続き、お葬式やお墓、遺品整理などについて誰かにお願いしたい場合には、自分の意思を託す人（個人や法人）と死後事務委任契約を結ぶことができる。自分の判断能力が低下した場合に、自分の代わりに財産管理やさまざまな手続きをしてもらうよう、

任務を引き受けてもらう人と結ぶ契約に任意後見契約があるが、これは亡くなるまでの契約なので、本人が亡くなれば契約は終了する。したがって死後のことは、死後事務委任契約で取り決める。

有料老人ホームや高齢者住宅、高齢者生活協同組合などでは、共同墓を建立するところが増えている。見ず知らずの人とお墓に合葬されるのではなく、入居者や会員が慰霊祭をおこなうなど、終の住みかを同じく人たちや価値観を同じくする人同士で、死後も共同性を継続していくという試みだ。こうした仲間は、生前から支えあうお互いさまネットワークとなりえるだろう。

血縁、親族ネットワークだけでは古い、病、死を永続的に支え続けることは不可能なところまで、日本の社会は変容している。どんな人も安心して死んでいける社会の実現には、地縁や血縁にこだわらない、緩やかな関係性を元気なうちに築いておくことも大切だ。自立できなくなったときはもちろん、死後の手続きについては、どんな人も他人の手を借りなければならない。まわりにかける手間を迷惑とさせないためには、自分がどうしたいのかという意思をあらかじめ明白にし、まわりに伝えておくしかない。

弔う人がいないからこそのお墓の無形化は、社会における人と人とのつながりが希薄化していることのあらわれでもある。お墓が無形化したとしても、死にゆく人にとって死後の安寧が保証されていれば、それ自体は問題ではないはずだ。この世に生まれた以上、死なない人はいない。その意味で、墓場までを福祉の対象とし、家族や財産のあるなしに関わらず、誰も死後に無縁にさせない社会のあり方を考えるべき時期に来ているのではないだろうか。

引用統計

- 1) 厚生労働省. 衛生行政報告. 各年次.
- 2) 厚生労働省. 人口動態統計. 各年次.
- 3) 厚生労働省. 平成28年国民生活基礎調査. 2016.
- 4) 厚生労働省. 国民生活基礎調査. 各年次.
- 5) 公正取引委員会. 葬儀の取引に関する実態調査報告書. 2017.
- 6) 公正取引委員会. 葬儀サービスの取引実態に関する調査報告書. 2005.
- 7) 総務省. 国勢調査. 各年次.
- 8) 国立社会保障・人口問題研究所. 人口統計資料集. 2018.
- 9) 国立社会保障・人口問題研究所. 生活と支え合いに関する調査. 2017.